

新旧対照表

○都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成十三年千葉県条例第三十八号）

改正後	改正前
<p>略</p> <p>（法第三十四条第十二号の条例で定める開発行為）</p> <p>第六条 法第三十四条第十二号の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p><u>六 法第十八条の二第一項に規定する基本方針等において流通業務の用に供する施設又は工業施設として規則で定める施設（以下「流通業務施設等」という。）の用に供する土地として利用を図ることとされている土地の区域のうち、次のいずれにも該当する区域として知事が指定する区域において、流通業務施設等の建築を目的として行う開発行為</u></p> <p><u>イ 流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことにより、周辺における市街化を促進するおそれがないと認められること。</u></p> <p><u>ロ 市街化区域内において流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことが困難又は著しく不相当と認められること。</u></p> <p><u>ハ 政令第二十九条の九各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。</u></p> <p><u>2 第三条第二項から第六項までの規定は、前項第六号の規定による指定について準用する。</u></p> <p>（政令第十九条第一項ただし書の条例で定める規模）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（政令第三十六条第一項第三号ハの条例で定める建築物）</p> <p>第八条 政令第三十六条第一項第三号ハの条例で定める建築物は、<u>第六条第一項各号</u>に規定する開発行為に係る予定建築物等の要件に該当する建築物とする。</p>	<p>略</p> <p>（法第三十四条第十二号の条例で定める開発行為）</p> <p>第六条 法第三十四条第十二号の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（政令第十九条第一項ただし書の条例で定める規模）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（政令第三十六条第一項第三号ハの条例で定める建築物）</p> <p>第八条 政令第三十六条第一項第三号ハの条例で定める建築物は、<u>第六条各号</u>に規定する開発行為に係る予定建築物等の要件に該当する建築物とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年三月一日から施行する。

（千葉県行政組織条例の一部改正）

2 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第七項中「同条第六項」の下に「(第六条第二項において準用する場合を含む。) 及び第六条第二項」を加える。